

千刈・篠田地区まちづくり協議会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、千刈・篠田地区まちづくり協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、千刈・篠田地区において、町会、学校、福祉関係団体等が連携し、子どもから高齢者までが安心して暮らし続けられる地域社会の形成を目的として、地域課題の解決及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 本会則において「活動区域」とは、本会が地域として対象とする地理的範囲をいい、「構成団体」とは、本会の目的に賛同し、本会を構成する団体をいう。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地域行事及び交流事業の企画・実施
- (2) 子ども・青少年の健全育成に関する活動
- (3) 高齢者・障がい者等の福祉向上に関する活動
- (4) 地域課題の把握及び解決に向けた協議
- (5) 行政その他関係機関との連携
- (6) その他、本会の目的達成に必要な活動

(活動区域)

第5条 本会の活動区域は、西部第2区連合町会の西篠田町会、千刈町会、東上古川町会及び西上古川町会の区域とする。

2 本会は、前項の活動区域に属する住民及び構成団体の構成員を主たる対象として、活動区域外（学校、公民館、公共施設その他必要な場所）においても活動を行うことができる。

(事務所)

第6条 本会の事務所は、代表者の自宅に置く。

第2章 会員

(構成団体)

第7条 本会は、次に掲げる町会及び各種団体並びに、これらに所属する者及び第5条2項に掲げる本会の活動区域内に居住する住民をもって構成する。

《町会》（西部第2区連合町会）

- (1) 西篠田町会
- (2) 千刈町会
- (3) 東上古川町会
- (4) 西上古川町会

《福祉・地域団体》

- (5) 篠田地区社会福祉協議会
- (6) 篠田地区民生委員児童委員協議会

《学校・PTA 関係》

- (7) 古川中学校 P T A
- (8) 千刈小学校 P T A
- (9) 篠田小学校 P T A
- (10) 古川地区おやじの会
- (11) 千刈小学校後援会
- (12) 古川中学校後援会

(加入及び脱退)

第8条 構成団体は、本会に加入するものとする。

2 構成団体は、脱退しようとするときは、その旨を会長に届け出るものとする。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 若干名
- (5) 会計 1名
- (6) 事務局長 1名

2 役員は、総会において、会員の中から互選により選任する。

3 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第10条

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その任務を代行する。
- 3 理事は、本会の運営に関する重要事項を審議する。
- 4 監事は、本会の会計及び業務の執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。
- 5 会計は、本会の会計事務を処理する。
- 6 事務局長は、本会の事務を処理する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(会議の種類)

第12条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(会議の開催)

第13条 通常総会は、年1回開催する。

- 2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、会長が招集する。
- 3 会長は、総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示し、会員に通知しなければならない。
- 4 役員会は、必要に応じ、会長が招集する。

(会議の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(議長)

第15条 会議の議長は、会長がこれに当たる。

(総会の権能)

第16条 総会は、次の事項を審議・議決する。

- (1) 地域計画の策定、改廃に関する事項

- (2) 事業計画及び予算に関する事項
- (3) 事業報告及び決算に関する事項
- (4) 役員の選任に関する事項
- (5) 会則の改正に関する事項
- (6) その他本会の運営に関する重要事項

(総会の議決)

第17条 総会における議事は、本会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の会議概要)

第18条 総会の会議については、次の事項を記載した概要書を作成しなければならない。

- (1) 日時及び開催場所
- (2) 参加者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の審議の経過の概要及びその結果

(役員会の権能)

第19条 役員会は、次に掲げる事項を審議し議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章 会計

(経費)

第20条 本会の経費は、補助金、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 解散

(解散)

第22条 本会が、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会出席者の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第23条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会出席者の4分の3以上の議決により処分する。

(会計監査)

第24条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

(細則)

第25条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和8年1月30日から施行する。

(役員の任期)

2 令和8年1月30日開催の総会において決議された役員の任期は、第9条の規定にかかわらず、令和8年1月30日から令和9年3月31日までとする。

(会計年度)

3 令和7年度の会計年度は、第21条の規定にかかわらず、令和8年1月30日から令和8年3月31日までとする。